火薬類製造施設等変更許可申請について手引き

１　火薬類製造施設を変更するには都道府県知事の許可が必要です。

　　火薬類の製造許可を受けた者が、その製造に供する製造施設の位置や構造、設備を変更しようとするときは許可が必要です。火薬類の製造施設のうち、煙火の製造施設に係るものについては製造施設の変更を行おうとする日の１０日前までに鳥取県知事に申請してください。（軽微な変更を除く。）

２　手続きに必要な書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 書類 | 部数 | 備考 |
| 火薬類製造施設等変更許可申請書（様式第４） | 1 | 控えが必要な時は、副本とともに２部提出すること。 |
| 変更の概要を記載した書面 | 1 |  |

３　手数料

　　無料

４　申請の方法

申請に必要な書類を次の申請先に郵送、又は持参してください。

|  |
| --- |
| 鳥取県危機管理局消防防災課〒６８０－８５７０　鳥取市東町一丁目２７１番地　電話　０８５７－２６－７０６３　ファクシミリ　０８５７－２６－８１３９　電子メール　shoubou@pref.tottori.lg.jp |

様式第４（規則第７条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| ×整 理 番 号 |  |
| ×審 査 結 果 |  |
| ×受　理　日 |  年　　月　　日 |
| ×許 可 番 号 |  |

火薬類製造施設等変更許可申請書

年　　月　　日

　鳥　取　県　知　事　様

（代表者）氏名

|  |  |
| --- | --- |
| 名　　　　　　　　　称 |  |
| 事務所所在地（電 話） |  |
| 製造所所在地（電 話） |  |
| （代 表 者）住所氏名 |  |
| 変更の種類 |  |

別紙添付書類　当該変更の概要を記載した書面

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

 ２　×印の欄は、記載しないこと。